

議事日程第4号

令和元年12月10日(火)

第1 議案上程(議案第79号から第102号まで並びに
報告第12号及び第13号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	16番 安田健次郎
17番 古仲清尚	18番 吉田清孝	

欠席議員(1人)

15番 三浦利通

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	岩谷一徳
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長 菅原広二 副市長 船木道晴

教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	柏 崎 潤 一	市民福祉部長	山 田 政 信
観光文化スポーツ部長	藤 原 誠	産業建設部長	佐 藤 透
教 育 次 長	目 黒 雪 子	企 業 局 長	八 端 隆 公
企画政策課長	伊 藤 徹	総 務 課 長	鈴 木 健
財 政 課 長	佐 藤 静 代	税 務 課 長	菅 原 章
福 祉 課 長	小澤田 一 志	生活環境課長	伊 藤 文 興
観 光 課 長	三 浦 一 孝	男鹿まるごと売込課長	湊 智 志
農林水産課長	武 田 誠	病院事務局長	田 村 力
会計管理者	菅 原 長	学校教育課長	加 藤 和 彦
監査事務局長	高 桑 淳	企業局管理課長	太 田 穰
上下水道課長	真 壁 孝 彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第79号から第102号まで並びに報告第12号及び第13号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第79号から第102号まで並びに報告第12号及び第13号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、柏崎総務企画部長の説明を求めます。

【総務企画部長 柏崎潤君 登壇】

○総務企画部長（柏崎潤一君） おはようございます。

それでは、私から議案第79号から議案第83号並びに議案第91号の各議案についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

最初に、議案第79号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、まず、勤勉手当の支給割合については、一般職の職員について今年度の12月期の勤勉手当の支給割合を現行の0.875カ月から0.1カ月引き上げ0.975カ月、100分の97.5とするもので、これにより期末勤勉手当の年間支給割合は現行の4.25カ月から4.35カ月となるものであります。

また、再任用職員については、今年度の12月期の勤勉手当の支給割合を現行の

0. 425カ月から0. 05カ月引き上げ0. 475カ月、100分の47. 5とするもので、これにより期末勤勉手当の年間支給割合は、現行の2. 25カ月から2. 3カ月となるものであります。

次の3ページ、別表第1から6ページ、別表第2、さらに15ページ、別表第3までの改正については、行政職、医療職及び教育職の給料表の水準を引き上げるものであります。

18ページをお願いいたします。

第2条も男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、一般職の職員について令和2年度から6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ0. 925カ月、100分の92. 5とするもので、年間支給割合に変更はないものであります。

第3条は、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、高度の専門的な知識、経験を有する特定任期付職員の給料月額を引き上げるものであります。

この条例は公布の日から施行するものでありますが、第2条の改正は令和2年4月1日から施行するものであります。

また、第1条及び第3条の規定による給料表の改定は本年4月1日から、勤勉手当の改定は本年12月1日から適用するものであります。

21ページをお願いいたします。

次に、議案第80号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員の給与改定に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条の改正は、今年度の12月期に支給する期末手当の支給割合を現行の1. 55カ月から0. 05カ月引き上げ1. 6カ月、100分の160とするもので、これにより年間支給割合は現行の3. 1カ月から3. 15カ月になるものであります。

第2条の改正は、令和2年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1. 575カ月、100分の157. 5とするもので、年間支給割合に

変更はないものであります。

この条例は公布の日から施行するものでありますが、第2条の改正は令和2年4月1日から施行するものであります。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は、本年12月1日から適用するものであります。

24ページお願いいたします。

次に、議案第81号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページになります。

第1条の改正は、今年度の12月期に支給する期末手当の支給割合を現行の1.525カ月から0.05カ月引き上げ1.575カ月、100分の157.5とするもので、これにより年間支給割合は現行の3.0カ月から3.1カ月になるものであります。

第2条の改正は令和2年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.55カ月、100分の155とするもので、年間支給割合に変更はないものであります。

この条例は公布の日から施行するものでありますが、第2条の改正は令和2年4月1日から施行するものであります。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は、本年12月1日から適用するものであります。

27ページをお願いいたします。

次に、議案第82号男鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員で再任用の職員を公益的法人等へ派遣することができるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容であります。現行の条例におきましては、公益的法人等へ職員を派遣

する場合、任期を定めて任用される職員、非常勤職員等は対象から除かれておりますが、これを再任用職員については派遣可能とするため、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第83号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市内運行路線バスの定額運賃及び共通乗車券について、実証試験運行から本格運行に移行するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容としましては、男鹿市単独運行バス条例で、これまでの使用料の特例の条文を削り、五里合、男鹿中線、安全寺線、入道崎線、戸賀加茂線、男鹿南線、船越線、潟西線において、1乗車200円の一律運賃とするものであります。

また、共通乗車券について、1カ月分2,000円とし、期間による割引はありませんが、子ども、障害者の方は半額とするものであります。

本条例の施行期日は、令和2年1月1日からであります。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第91号秋田県市町村総合事務組合を組織する公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

本議案は、北秋田市周辺衛生施設組合が本年度末で解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について協議するものであります。

次のページをお願いいたします。

規約の一部変更につきましては、知事の認可を受けまして令和2年4月1日から施行するものであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、山田市民福祉部長の説明を求めます。

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） おはようございます。

私からは、市民福祉部に係る議案第84号から第86号までの3件について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の32ページをお願いいたします。

はじめに、議案第84号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、国の住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票及び戸籍の附票の除票に関する規定が新たに設けられたことにより、住民票の除票の写し等に係る交付手数料を定めるため本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

33ページは、改正条例の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、別表に住民票の除票の写しの交付、住民票の除票に記載した事項に関する証明及び戸籍の附票の除票の写しの交付などを追加するものであります。

施行期日は公布の日からであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第85号男鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例で規定する災害援護資金は、災害救助法が適用される災害により世帯主の方が負傷した場合や住居・家財に損害を受けた場合に、その世帯主に対して生活の再建に必要な資金を貸し付けるもので、国・県が原資を負担し、市町村が実施主体となるものであります。

本条例は、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金において保証人に関する規定が削除されるとともに、貸付利息について市町村の条例で定めることとされたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

本条例の改正内容であります。第14条において、保証人の設定及び貸付利息の変更であります。新たに保証人の規定を定めるほか、利率については現行年3パーセントから保証人を立てる場合は無利子とし、立てない場合は措置期間中は無利子、

措置期間経過後は年1.5パーセントと定めるものであります。

なお、この利率は東日本大震災時の特例制度と同様であります。

第15条は、償還方法の追加で、これまでの年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加し、返済方法の選択ができるよう定めるほか、条番号整理を行うものであります。

施行期日は公布の日からとし、経過措置を設けるものであります。

37ページをお願いいたします。

次に、議案第86号男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

家庭系ごみ有料化につきましては、これまで住民説明会や意見募集などを行い、実施計画の策定作業を進めてまいりましたが、有料化は家庭から排出されるごみを処理するための費用の一部を排出量に応じて手数料として負担いただく仕組みとなっております。本議案は、男鹿市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭系ごみの減量、費用負担の公平性のため、家庭系ごみの有料化を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次の38ページ以降は改正条例の新旧対照表であります。

本条例の改正内容であります。第28条は家庭系一般廃棄物処理手数料の規定で、指定ごみ袋により排出される家庭系ごみについて、粗大ごみを加えた家庭系一般廃棄物として手数料を徴収すると定めるものであります。

第29条は、手数料の証紙による徴収で、手数料を証紙による収入とするものに、これまでの粗大ごみから家庭系ごみを加えた家庭系一般廃棄物とするとともに、証紙の額面金額に家庭系ごみ用として15円、20円、30円、50円をそれぞれ加えるものであります。

次のページをお願いいたします。

別表第1では、家庭系ごみ指定袋の大きさ、金額を規定するものであります。

本条例の施行期日は令和2年6月1日ですが、証紙売りさばき人については、事前準備の必要があり、第29条第3項及び第6項の改正は公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、目黒教育次長の説明を求めます。

【教育次長 目黒雪子君 登壇】

○教育次長（目黒雪子君） おはようございます。

私からは、議案第 87 号から議案第 89 号までの 3 件についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書の 40 ページをお願いいたします。

議案第 87 号男鹿市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、現在任用しております招致外国青年、いわゆる A L T を会計年度任用職員とするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、招致外国青年を会計年度任用職員とすることから、給料及び旅費を報酬及び費用弁償として支給するものであります。

議案書 41 ページ、42 ページは、改正条例の新旧対照表であります。改正箇所は下線が引かれた部分で、給料を報酬に、旅費を費用弁償に改めるものであります。

条例の施行期日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

次に、議案書の 43 ページをお願いいたします。

議案第 88 号男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、北部共同調理場を南部共同調理場に統合することにより、学校給食業務を効率的に運営するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書 44 ページは改正条例の新旧対照表であります。改正箇所は太枠で示した部分で、北部共同調理場にかかわる箇所を削除するものであります。

条例の施行期日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

次に、議案書の 45 ページをお願いいたします。

議案第 89 号男鹿市公民館条例及び男鹿市公民館使用条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、組織機構の見直しによる中央公民館と船川港公民館の統合に伴いまして関係条例の一部を改正するものであります。

議案書 46 ページ、第 1 条は、男鹿市公民館条例の一部改正、第 2 条は、男鹿市公民館使用条例の一部改正であります。いずれも中央公民館にかかわる部分を削除するもので、新旧対照表では下線が引かれた部分及び太枠で示した部分が改正箇所であります。

47 ページ、下の別表は、条例改正後の公民館施設使用料であります。

次のページをお願いいたします。

本条例の施行期日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

また、中央公民館の統合に伴いまして、現在の中央公民館の会議室等が文化会館の施設となることから、男鹿市民文化会館使用条例につきましても一部を改正するもので、使用料につきましても、これまでと同じく市内に住所を有する者が主催する行事等で使用する場合は、使用料を徴収しないものであります。

上の表は改正条例の新旧対照表であります。下線が引かれた部分が改正箇所であります。

また、別表第 3 の市民文化会館施設使用料は、公民館使用条例から削除となる中央公民館部分の基本料金、特別料金を追加する表であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、八端企業局長の説明を求めます。

【企業局長 八端隆公君 登壇】

○企業局長（八端隆公君） おはようございます。

それでは、私から企業局にかかわる議案第 90 号についてご説明申し上げます。

議案第 90 号男鹿市託送供給条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の方では 49 ページから 74 ページまでになります。

本議案は、経済産業省における電力・ガス取引監視等委員会において、平成 29 年 4 月からスタートした都市ガス小売りの全面自由化により、一般ガス導管事業者とガス小売事業者との間で必要となるスイッチング、いわゆる購入先切り替えの業務等に関する標準的な手続が示されたことから、それに対応するほか、条文を整理するため本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要といたしましては、スイッチング業務標準化にあわせた条文の整理、託

送供給の引き受け条件の明文化、ガス事業法第14条第1項の規定による説明をするときに交付する書面をガイドライン表記にあわせる改正、ワンタッチ卸の場合においても託送依頼者が託送供給約款の義務履行、協力を行うことを明文化、供給条件の説明を行う際、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法、その他情報通信の技術を利用する方法を認める改正、日数表記の統一、託送供給料金及び補償料の請求をまとめて行う場合に託送供給依頼者の支払期限日を支払義務発生月の翌月の末日まで延長する改正、収入計画乖離補償料について課税対象であることを明文化、その他所要の文言整理を行うものであります。

施行の期日は公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番佐藤巳次郎君の発言を許します。8番

○8番（佐藤巳次郎君） おはようございます。

私からは、通告には86号だけの通告でしたけれども、すみませんが83号の男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてただいま説明がございましたが、この条例に関して実証実験等行われた結果もあるんじゃないかなと思っていますが、実証実験がこの後も必要でないということだと思んですけども、この間の実証実験による地域の方々とか、いろいろな注文等あるのではないかと思います。そこら辺どう解決してきているのか、そこのあたりをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、86号の男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これはごみ袋の有料化と、引上げということですが、当初よりも引き下げた内容で500円ということですが、500円といっても消費税を足せば550円ということになるのでしょうか。なるのではないかと思います。非常にそういう意味ではかなりの引上げ額になるわけで、非常に市民の方々もかなりのこの引上げ案に対する苦情が私にもたくさんまいっております。

それで、一つは、この条例、きょう見ましたら、実施時期が、前、私たちに説明し

たときは7月ということでしたけれども、今回は見ますと6月になっている、1カ月早まっているわけですが、その理由は何なのかです。私たちは、この値上げ案について地域の理解がどうしても必要だろうということで、町内会単位の説明会をやってほしいということでしたけれども、それはやらないで、市内の9カ所で説明会をやったということですが、それでは市民全体には行き渡っていないわけなんで、説明会に参加した人が地域に帰って、町内会に帰って、町内会でいろいろ議論するというのもしたという話も聞いていないので、自分聞けばそれで終わりという状況ではないのかという気がするわけで、そういう意味では、ぜひ施行期日もそのままにしてですな、やはり市民の意向を聞くということからして、まだかなりの時間があるわけなので、各町内会単位の説明会をぜひ実施するべきだと思いますが、そこら辺について期間がないのか、やる必要がないのか、そこら辺ですな。私はやらなければいけないと、これは前回の引上げの際も各町内会単位で、それは事前にやったんじゃないかなと記憶していますが、そこら辺についてお聞かせ願いたいなと思っております。

それで、私に市民からこういうお手紙が、一つはですな「5月29日の魁新聞で男鹿市が来年7月から燃えるごみ、燃えないごみの有料化することを知りました。もう決まったことなのではないでしょうか。我が家は家族でごみの量を減らすために、必要でないものは買わない、ごみの分別、生ごみのリサイクルなどに取り組んでいます。それだけに家庭ごみの有料化は納得できません。反対です。ごみの量が減らないから有料化するというのは、一種の脅しです。市民の意識が低いからごみの量は県内で一番多い。有料化すれば量は減るだろう。市民を低く見た、なんと短絡的な考え方なのではないでしょうか。有料化しないでごみの量を減らす方法を考えるのが市長の役目ではないでしょうか。考えることができないのでしょうか。ごみの有料化に納得できないので議会で質問していただきたい。」ということで、いろいろ書いておりますが、ぜひ有料化の金額の理由ですな。この額を引き上げた理由だとか、説明会を開けということだとか、ごみ袋を高くしてごみの量が減ったといった場合は、無料化にしていくのか。だんだん減っていけば、ごみ袋を軽減していくのかということも、それも聞いてほしいという声もあるわけでございます。

それから、もう一人の方からは、市の方針について適切な時期に市民にわかりやすく丁寧に説明し、市民の理解と納得を得ることが不可欠だということですので、それ

とあわせて、この男鹿市のごみ処理の現状、値上げの方針に至った経緯や要因、根拠、値上げ額の根拠、今後のごみ処理の方針、方向性等について、市民に説明する必要があると。県平均が五百数十グラムということは、単純に言えば平均を下回る市町村が25市町村のうち半分程度あるという。ちなみにごみの少ない市町村はどこの市町村なのか。その市町村はどの程度の量なのか。その市町村は、いつからそんなに量が少なくなったのか。少なくなったきっかけは何か。どうやったら少なくなったのか。その方法は男鹿市でも参考にならないのか。その手法を取り入れたら来年の7月までに量は少なくなるのではないか。男鹿市のごみの量は、多いのはなぜか。その分析はしているのか。何がが多いのか。なぜ多いのか。男鹿市はごみ処理に金がかからないから市民の意識が低く、そのため量が多いだけなのか。その原因を知らずして値上げしても市の収入はふえてもごみの量は減らないことになる。もしごみの量が減少し、全県平均程度になれば、また値下げするのか。全県一少なくなれば無料にするのか等々の疑問や声が出ているわけですが、そこら辺に全部全部でなくてもいいのでお答え願えればなと思っております。

そういう意味で私からも住民説明会を、値上げをこの議会で決めるのではなくて、町内会への説明をするということが私はどうしても必要じゃないかということ、気持ちが大いわけなんで、ぜひその手法をとってもらえないかということでもあります。

それと、手数料収入の活用について、用途を明確にすべきではないかと思うわけです。市の方では、処理施設の維持管理等にもこの手数料収入を充てると、こういうことで書かれておりますが、現在のごみの手数料収入が何に使われているのか、具体的なもしあったらですな、ごみ処理施設の維持管理費の方へも回しているということなのか、そこら辺もひとつお聞かせ願いたいと思います。

最初にそこら辺をひとつお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長（柏崎潤一君） 私からは、バスの定額運賃制、それから共通乗車券制度についてご説明申し上げます。

今回、本年8月19日からこの実証実験を行っておりまして、11月30日までで共通乗車券制度の方の実証実験が終了したところであります。定額運賃制について

は、引き続き行っております。

この実証実験中におけます1日当たりの利用者数を比較いたしますと、実証実験開始前の4月1日から8月18日までと、実証実験後の8月19日から11月30日までの1日当たりの利用者数を比較しましたところ、全路線でふえておりまして、全路線の合計で1日当たり30人の利用増があったという結果になっております。ただ、例年4月から8月よりも8月から11月の方が利用の人数は伸びる傾向にありまして、この3カ年平均が大体11.1人であったところ、本年の場合は実証実験を行っている期間、18.9人というふうに、この料金制の効果があらわれております。

また、このことについて11月23日及び24日に利用者アンケートを行っております。この際いわれたことは、安価でわかりやすい運賃制度になったことで買物に行く回数がふえたこと。また、通学に利用する機会がふえたことと回答された方が多くいらっしゃいました。さらに、定額制になったことと聞き、乗ってみたという回答もございました。このことで、今回の実証実験に対しては、当初の目的であります利便性の向上による利用回数の増加があったもの、また、新規利用者の掘り起こしに一定の役割を果たしたということで、このことについて本格運行に移行するというふうに至りました。

また、利用回数がふえたことで路線や便数、また、ダイヤについての要望もあります。また、市内のスーパーに寄ってほしいという路線の要望も出ております。これらにつきましては、今後、公共交通のあり方についてさらに深く検討して実証実験等を行いながら利便性の向上に結びつけていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正につきましてご答弁させていただきます。

まずはじめに、消費税の関係でございますが、今回はその手数料として、ごみ袋500円の手数料、証紙としてなりますので、消費税はかからないということになります。

実施時期が6月の実施でございますが、ごみの有料化、これは7月1日から実施さ

れますが、移行期間のため、新しいごみ袋の販売が6月からの予定としております。その関係もありまして条例施行については6月1日としているものでございます。

3点目でございますが、町内会説明会、各町内会単位での説明会ということでございますが、これにつきましては、家庭系ごみ有料化実施計画に関する住民説明会ということで9会場10回行いましたが、この開催に当たりましては市内全町内会のみならず老人クラブ連合会、連合婦人会へ開催案内を発送するとともに、市内幼稚園・保育園児を通し、小・中学校の生徒・児童を通しまして開催チラシの配布、また、市内大型スーパーへのポスター、チラシの掲示依頼、また、ホームページや広報への掲載など、広く市民への開催周知に努めたものであります。

開催日につきましても各出張所を通じ、地元町内会長へ集まりやすい日時の聞き取り調査を行いまして、日中参加できない方を考慮し、夜間の開催、休日の開催等も行っております。

さらにインターネットを活用したパブリックコメントを募集するなど、広く市民の意見を聞き、家庭系ごみ有料化実施の制度設計に反映できるよう努めたものであります。

今後、2月から3月にかけて説明会で一番要望が多かったごみの減量化の実施策並びに選別作業の具体的な方法などを盛り込んで、制度設計並びにそれらを盛り込んだ各町内会単位の説明会も予定しているところでございます。

次に、有料化の考え方等でございますけれども、ごみ処理手数料の料金設定に当たりましては、過度な負担にならないよう、周辺の市町村との均衡を図ることについて留意を置いて500円と定めたものであります。

公平な負担費用を図り、財源の効率的な活用につなげるものでございますので、先ほどお話にもありました減量化に向け、実施に努力された方が報われるような公平性を保つというようなものも目的の一つとなっております。

減量目標が達成されると手数料は無料にするのかということでございますけれども、これは直ちに有料化の目的が家庭系から排出されるごみの収集、運搬処理をするための費用の一部として排出量に応じた手数料を納付してもらう仕組みとなっておりますので、単に減量目的が達成されたことだけでは無料にすることは考えていないものであります。

手数料収入の活用ということでございましたが、現在これまでの指定ごみ袋は業者に製造認定をして業者が指定ごみ袋の製造、流通等にかかわる経費のみが反映された販売価格でありまして、市へのごみ処理手数料の収入はございません。したがって、今後このごみ手数料を追加することにより、市へごみ処理手数料の収入が入ることとなります。この使途については、家庭系ごみ有料化実施計画に基づき、有料化による手数料収入は、ごみ処理に要する直接的経費の財源とするほか、ごみ減量施策の充実、地域における美化活動への支援、ごみ処理施設の維持管理、整備などの財源として活用することとしております。

具体的には、指定ごみ袋の製造、配送等にかかわる経費、八郎湖周辺クリーンセンター負担金の一部、不法投棄防止監視カメラ設置に伴う費用や資源回収団体育成及び減量アドバイザーなどの個人育成にかかわる費用、清掃ボランティア制度の普及費などへの活用を見込んでいるものであります。

この使途につきましては、随時広報等で広く市民に周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） バスの実証実験等がやられて、市民からは非常に好評だということとあわせて、乗車人員がふえたということで、非常に今回の実証実験でかなり市民からの好評を得ているということはよかったなと思っておりますので、この後、冬場も、雪が降ればどうなってくるか、いろいろ大変なことがまたあるんじゃないかと心配していますが、いずれ乗車本位の運行をぜひ取り上げてやっていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、86号の廃棄物関係、ごみの値上げについて、部長はこの実施時期が6月になった理由がちゃんと私にはどういう理由で1カ月前になったのかというのがちょっと答弁にその分入っていないんじゃないかなという気がしたんですが、どうなのか、なぜ1カ月早めたのかお伺いしたいと。

私は実施時期を早めなくても、もっと市民の理解を得る期間、もう半年ぐらいあるわけなので、ぜひ市民の十分な理解を得て実施すると。町内会からの話を聞くということを経済改正前にやってほしいと、ぜひやるべきだということですので、何で町内

会への説明が事前にやろうとしないのかですな、やる必要がないのかですよ、9カ所でやったからそれでいいと、十分だということなのかですな。その9カ所で参加した人数、前にもちょっと報告されてあったかと思いますが、そんなに大人数が参加したということではなかったと私は記憶しています。そういう意味で、やっぱりもっともっと市民の声を聞くのが先決だということからしても、実施時期は7月から、まず仮にですよ、条例改正が仮に通ったとしてもですよ、やはりいろいろな値上げばかりの問題でなくて、ごみに関心ある方がたくさんおられるわけで、事前にそういうのは把握して今後に備えるということが非常に大事だと思いますので、引上げありきで、その後にその結果を町内会に持って行っていろいろごみの収集のあり方とかということで話しても、なかなか市民には決まったものに対しては、あと何ともできないという思いも出てくるわけで、そういうことのないように取り組んでほしいと思っておりますので、もう一度お聞かせ願いたいと。

それと、今までのごみの手数料は収集と運搬の方へ、それから市民への周知とかに回しているということで、ごみ処理施設の維持管理整備等には財源が充てられていないと、こういう理解でいいのか。あなた方はそちらの方へもやるという計画になっていますが、そういう財源が引上げによって生まれてくるのかどうかですな。私はごみ処理施設の維持管理整備まではやる必要もないし、それがもし余っているのであれば引下げするのが当然と私は思いますので、そこら辺についてお聞かせ願いたいと。

それから、ごみの減量化についてですが、全体のごみ量の中で燃えるごみの量が43.5パーセントだという話を伺いましたが、かなりの量が、43.5パーセントって半分近くが燃えるごみだと。これのやはり中で紙類だとかいろいろ分別あるかと思いますが、この減量化をどうしていくかという、きめ細かなやはり減少化施策を各町内会に示してほしいと思います。燃えるごみでもいろんな種類あるわけで、それをやはりきちっと市民が理解できるような形で減量化に結びつけていくということが私は非常に大事だと。例えば紙類であっても新聞類とかいろいろ、雑紙もあるわけです。かなりの量になっていると思うんですよ、紙類だけでも。これはやはりかなり分別できるんですな、紙類は。ですから、やはり町内会へのそういう徹底というかをぜひすべきでないのかなと。紙類だけでなく、いろいろの手だてがあろうかと思うわけです。燃えるごみでも、そのほかまず市の方でやっている毛布とかそういう布類とか、

そういうものに対しても収集やっているわけで、そのあたりは市民にまだ周知が十分でない分かなりあるわけで、私もたまたま各町内のごみ箱をちょこっと見たりする機会もあるんですけども、いろんなやっぱりきちっとしてない町内会もありますので、そのあたりを徹底してやはり町内会の会長さん等、それから町内会の皆さんへの周知徹底をしてほしいと思っております。

それから、現在、ごみの収集小屋といいますか収集して、そのごみを置く場所、週2回とかやっているわけで、その外に置いている町内も回って歩くと見えるんですけども、非常にやはりそういうことのないような形で、もし廃品回収小屋がないところは設置してもらって、市でも支援しているわけですので、ぜひその取組もやってほしいと思いますが、市の方でどのぐらいそういう収集のごみの施設がないところというのは、かなりあるものなのかどうか、把握していたらお知らせ願いたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

施行期日の関係でございますが、今現在のスケジュールからいきますと、6月1日から新しいごみ袋を販売開始する予定としております。実施時期は7月1日に変わりがございませんが、7月1日からすぐに新しいごみ袋を使えるようにということで、販売を6月1日からしている関係で、今条例は6月1日施行とさせていただきまして、すぐに移行準備にかかれるようにということで施行期日を6月1日としているものでございます。

説明会につきましては、先ほどもご説明しましたように、広く市民に周知するとともに、このたびの住民説明会におきましては、200名の方々が会場を訪れまして熱心にごみ減量化に向けてのご質問等がございました。非常にその説明会の中で多かったのが、ごみの分別の仕方、また、減量の具体的な仕方ということがわからないということで、広く市民に周知していただきたいという要望がかなり強かったということもございまして、この後の住民説明会におきましては、市役所各出張所単位9カ所のほかに町内会単位、各町内会145カ所ございますが、それらの町内会に希望日を取

りまして、町内会単位、また、各サークルだとか小団体でも説明会の希望があれば、これらにつきまして制度の説明並びに分別の仕方、減量の仕方等ご説明に回る予定とされているものでございます。

手数料の使い道につきましてでございますが、先ほども申し上げましたが、現在のごみ袋につきましては、業者が販売しているだけで、市の方には手数料収入は入っておりません。したがって、今までは粗大ごみにつきましては手数料収入ありますけれども、家庭系ごみにつきましては、このたび新たに手数料として徴収するものでございます。

集積場所のその実態につきましては、現在、市の方では場所を認定して、収集箇所を認定しているものでございまして、実態については補助は出しておりますが、実態につきましては把握していないものでございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） 実態を把握していないと。これもまた私からいわせればお粗末じゃないのかなと。やはり結構そのまま外にごみを出しているというところも見受けられるわけで、雨や雪が降った場合、非常に困るということもあるわけで、ごみが生ごみというか水分の入っているのもあるわけなんで、そういうのも非常にそういう意味では、収集車の人方が困るという場面も私は何回か見ているわけで、そういうことのないようにぜひ徹底してほしいもんだと思っておりますし、そういうごみ収集の小屋といいますか施設に対する建てる場合の支援等もあると思われるので、そういう理由とかもあると思いますので、ぜひそこら辺もやっていただきたいと思っております。

いずれこのごみの値上げについては、住民の理解が一番です。そういうことで、値上げする前に町内会単位の説明会は、ぜひやってほしいと、やるべきだと考えていますので、3月議会で提案しても十分余裕はあるわけですから、延ばして市民説明を優先するということに取り組んでほしいと思っております。

あとは、この後、各委員会で議論あろうかと思っておりますので、質問は終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 8 番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。14番米谷勝君

○14番（米谷勝君） 通告しておりませんでした。先ほどの議案上程した内容を聞いて、1点について質問したいと思います。

議案第83号の男鹿市単独運行バス条例についてであります。

非常に市民の方々、注目している実証実験。さまざまな意見が出たということでしたけども、私一番の気にしているのはですね、本格運行に移行するためのという話もありましたので、市民の方々ね、こさこう書いている路線もあれだけども、かなり前から言われていることだけどもね、公共施設を含めた、それから振興住宅とかバス停、今みんな変わってるんですよ。だから、回っていく経路について検討していただけないかというのがバスの運賃とかそういうことよりも、この実証実験に対する大きな願いであったと思うんですよ。これが何ももう実証実験やったけども、何か乗る人は、利用者がふえたとかっていつてるけどもね、一番肝心なその経路、市民の方が望んでいる経路、そういうとこね、どこを回っていくとかって、そういうことを実証実験の結果、こうするんだよとかという考え方が何もないんですよ。そのことについて、まずどのように考えているものか。まだ実証実験中なのか。

それからねもう一つ、その経路によってここのすべての区間200円となっていますけども、このことについては今後いろいろ経路検討されたときに、変わる可能性があるかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 柏崎総務企画部長

【総務企画部長（柏崎潤一君 登壇）】

○総務企画部長（柏崎潤一君） お答えいたします。

今回の定額運賃制、それから共通乗車券等の実証実験等につきましては、公共交通網活性化協議会、こちらの方で計画されております計画に従って実験を進めております。この計画の中には、この後、いわゆる循環バスを含めた経路の変更についても協議されております。今回の実証実験については、既存の路線におきまして料金体系を変えて新たな乗車の新規利用者を掘り起こしたいという旨の実証実験でございました。この後、路線の変更、それから循環バスを含めた実証実験も計画されております。次年度以降になると思いますけども、こちらの方、詳しく利用形態等調査しなが

ら、それを行っていくという予定になっております。

ただ、同じ活性化協議会の方に報告されたことによりますと、現在、秋田中央交通が運行しております男鹿北線、これにつきまして来年9月いっぱい路線撤退するというような報告もされております。この件がありまして、そうなりますと市内のバス路線については、すべて市で運行するということになりますので、こちらの方を含めた男鹿市内の全部の路線の、何と申しますか、路線の見直しを含めた実験もこれから行わなければいけないだろうというふうに考えております。

ただ、その路線の見直し、循環バスについての料金体系等につきましては考えることとなりますけれども、なるべくわかりやすく、簡便な料金体系にしたいという考えを持っております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。14番

○14番（米谷勝君） わかりました。

○議長（吉田清孝君） 14番米谷勝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。10番佐藤誠君の発言を許します。

○10番（佐藤誠君） すいません、私もちょっと議案の説明を聞いて、それでちょっと二、三伺いたいと思います。

まず最初、82号なんですけど、ここに男鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関するところありますけども、ここで提案理由、下の方にありますが、提案理由じゃなくて条文ですね。公益的法人はわかるんですけども、「法人等」というと、どういうのが含まれるのか、公益的法人以外にも何かがあるのか、それをお聞かせ願いたいというのが一つです。

それから、86号の先ほど佐藤巳次郎議員のお話を伺っててちょっと疑問に思ったんですが、39ページに改正後のごみの表がついています。別表第1というのがありますが、大が一袋50円とかなっていますが、新しいこの料金体系、45リットルのごみ袋が10枚で500円になったということは、金額が下がってよかったなと思いますけども、当時、1リットル1円のごみ処理手数料を見込んでいたと思うんですが、今この50円になった場合に、ごみ処理手数料、いわゆるこの中から市に幾ら入ってきて、残りのごみ袋代だと思うんですが、その辺の説明があったらお聞かせ願

いたいと。

それと、ちょっとわからないのが38ページの29条の第3で、手数料の納付は、この証紙売りさばき人から証紙を購入することによって行うと。これは証紙を買う人ってというのは、業者の人なのか、誰になるのか、どういう形にこの辺がちょっと理解できないので教えていただければと思います。

それから、先ほど7月からだったのが6月からになったということで、それは7月1日から移行するときに、まずすぐ使えるようにということで販売をすると。販売だけをしてストックしておく1カ月間なんだということを思ったときに、それは何かもっと移行期間ちゃんとできるんじゃないかなという観点で、移行期間ってそういうものなのかなとちょっと疑問に思いました。

それとあわせて、以前確か男鹿市のごみ袋は余ったごみ袋10枚を新しいごみ袋2枚に交換すると。古いごみ袋10枚を新しいごみ袋2枚に交換するということでありましたけれども、やはりどう考えても今まで10枚を、ごみ袋代としてもですよ、ごみ袋代としても今まで10枚を170円とか180円で買っていたんですね。それを新しいごみ袋10枚で500円ということは1枚50円ですよ。2枚と交換するということは100円ですよ。古いごみ袋180円で買ったものが100円になってしまう。そういう交換の仕方というのは、やはりおかしいんじゃないかって、市民がやっぱり損してしまうようなこの…、市民が損するんですよ。誰が損するか、誰が得するかわからないですけど、市民は確実に損するんです。そういうやり方を強引にこれ押し進めていいのか。もっとやり方はいろいろあって、ほかの自治体では、やはりその差額の分、手数料の部分がはっきりすれば、その手数料の部分を市民に払ってもらってごみ袋と交換するとか、シールを手数料代のシールを販売して、それをペタンと古いごみ袋に貼ればそれを収集してくれるとか、そういう話も、そうやってやっているところもいっぱいあります。シールがはがされて、盗まれてほかの人に使われるという懸念があれば、シールだって1回貼ったらもうはがしたら使えないようなシールもありますから、いろんなやり方があると思います。ごみ袋の収集するときに収集する人が、じゃあ古いごみ袋の大きいごみ袋と小さいごみ袋、わかりづらいと、そういう手間がかかるかもしれませんが、同じところに、同じように、この位置に貼ったら収集するというルールさえ決めておけば、その移行期間だけなので、やはり

それはそういうことをしてあげるのが本来の公平なそういう内容になるんじゃないでしょうか。86号の一番下に提案理由って、費用の負担の公平性を図る、ここにこういう題目をうたっている以上、市民にこういう負担かけるのは公平でも何でもないっていう気がするんです。その辺を思ったときに、そういう移行期間を延ばしてあげればいいし、やはりごみ袋10枚、古いやつ10枚買えば、それ1カ月で使い切れない人もいっぱいいると思いますよ。お年寄りなんかも、出てくると思いますよ。ましてやごみを減らそうとして頑張っている人たちは、よりごみ袋余るんですね。そういう人に、こういうこのたった1カ月でこんなことをしていいのかなということを感じるわけです。

もう少しきめ細やかな市民の立場に立ったようなやり方をすればいいかと思う、そうしてもらった方がいいんじゃないかなと。もちろん市民の側からも意見はいろいろ出てくると思いますし、私もいろいろ伺っています。

例えば秋田市なんかでも、けさちょっとネットで調べてみましたが、やはり交換するときは10枚に2枚とかじゃなくて、5枚に1枚という形で交換したりもしているというのも出てきました。それは処理手数料と加味して、ああそうすれば秋田市はもともと大体10枚で100円ぐらいだったんじゃないかなと思いますけども、それに処理手数料が300ぐらいかかると、大体等価交換ぐらいになるんですよ。ですから、やはりこの、どこの自治体を見ても等価交換ぐらいでやっているんじゃないかなと思うんですけど、男鹿市のこのやり方だと市民がやっぱり相当マイナスになるんじゃないかと。180円で買ったのが100円になるのであれば、やっぱりおかしいんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺もあわせてお願いします。

○議長（吉田清孝君） 柏崎総務企画部長

【総務企画部長（柏崎潤一君 登壇）】

○総務企画部長（柏崎潤一君） 私からは、公益的法人等の「等」のところでございます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定められております公益法人等としまして、一般社団法人、一般財団法人、それから地方独立行政法人法、さらに特別の法律により設立された法人、こちらの方が例えば社会福祉法人など109種類ございます。さらに地方自治法に規定される連合組織、これらが派遣できる公

益法人等というふうに規定されてございます。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

まず、手数料収入でございますが、この後、条例が可決されますと準備のためにごみ袋の入札等を行う予定としておりますが、それらの経費を差し引いた純利益といたしまして約2,800万円を想定しているものでございます。

証紙売りさばき人とその証紙でございますが、このたびの有料化につきましては、ごみ袋を証紙とみなして販売するということでございます。したがって、売りさばき人としましては、ごみ袋を扱う小売店舗の業者、これが売りさばき人となりまして、市民がごみ袋を買うことにより証紙を買うというような仕組みとなっております。

移行期間につきましては、最初の住民説明会のときにも周知しておりますが、今後2月上旬からきめ細やかに説明会を行う予定であります。6月いっぱい、7月からは古いごみ袋は使えませんというのを住民等に周知いたしまして、なるべく使い切っていただくような周知を図ってまいりたいと考えております。それでも残るものに対して、先ほど議員がおっしゃいましたように、交換するということですが、現在はごみ袋10枚に対して新しいごみ袋2枚の設定と考えております。等価設定としない理由といたしましては、市民が大量購入をしないようにという抑制につながる必要があることから、交換率を低く設定しているものでございます。

秋田市におきましても5枚に1枚の交換ということで、10枚で2枚になりますが、市といたしましても、この10枚だけの交換ということでなく、5枚の交換についても今後検討してまいりたいと考えております。

秋田市におきましては、1リットル1円の上乗せでございますので、等価交換にはないものと認識しております。全国的に見ましても、確かに等価交換を行っているところもありますし、10枚で1枚の交換というところもございます。男鹿市といたしましては、この交換率を低く設定した理由といたしましては、先ほどもいいましたように、大量購入を抑制していただくということで広く使い切っていただく方法を周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠君） 委員会の方で詳しくやっていただければいいんですが、公益的法人の方はわかりました。

ごみ袋の件もいろいろ検討していただきたいんですが、何ていうかな、ごみ袋を大量購入、等価交換の話ですけど、ごみ袋を大量購入する人が出てこないようにというような感じでおっしゃいましたけれども、それはそういうことを発表しておけば、そうやる人はいないわけであって、もう既に大量購入を黙っているとすんじやないかということ、上から目線のそういう、市民を上から見ているような考え方でないかなと思うので、もっと市民に寄り添って、一生懸命ごみの分別している人もいっぱいいるんだもの、そういうことを思いながら、横に立ってねやらないといけないんじゃないかなと、上からやらないでということを思いますので、これ、議論がさまざま今度出てくると思いますが、ぜひ等価交換の方にもですね、何かやっぱりおかしいなって私は思います。議論を今度深めていただければと思います。

終わります。

○議長（吉田清孝君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第79号から第91号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第92号から第102号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号から第102号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日11日から19日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日11日から19日までは議事の都合により休会とし、12月20日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時22分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第79号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 男鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

教育厚生委員会

- 議案第84号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 男鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 男鹿市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 男鹿市公民館条例及び男鹿市公民館使用条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

議案第 90号 男鹿市託送供給条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

議案第 92号 令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について

議案第 93号 令和元年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第 94号 令和元年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について

議案第 95号 令和元年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第 96号 令和元年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第 97号 令和元年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第 98号 令和元年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 99号 令和元年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について

議案第100号 令和元年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第101号 令和元年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

議案第102号 令和元年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について